

漁業に使用する軽油引取税の免税 《 軽油引取税 》

1. 特例の対象者

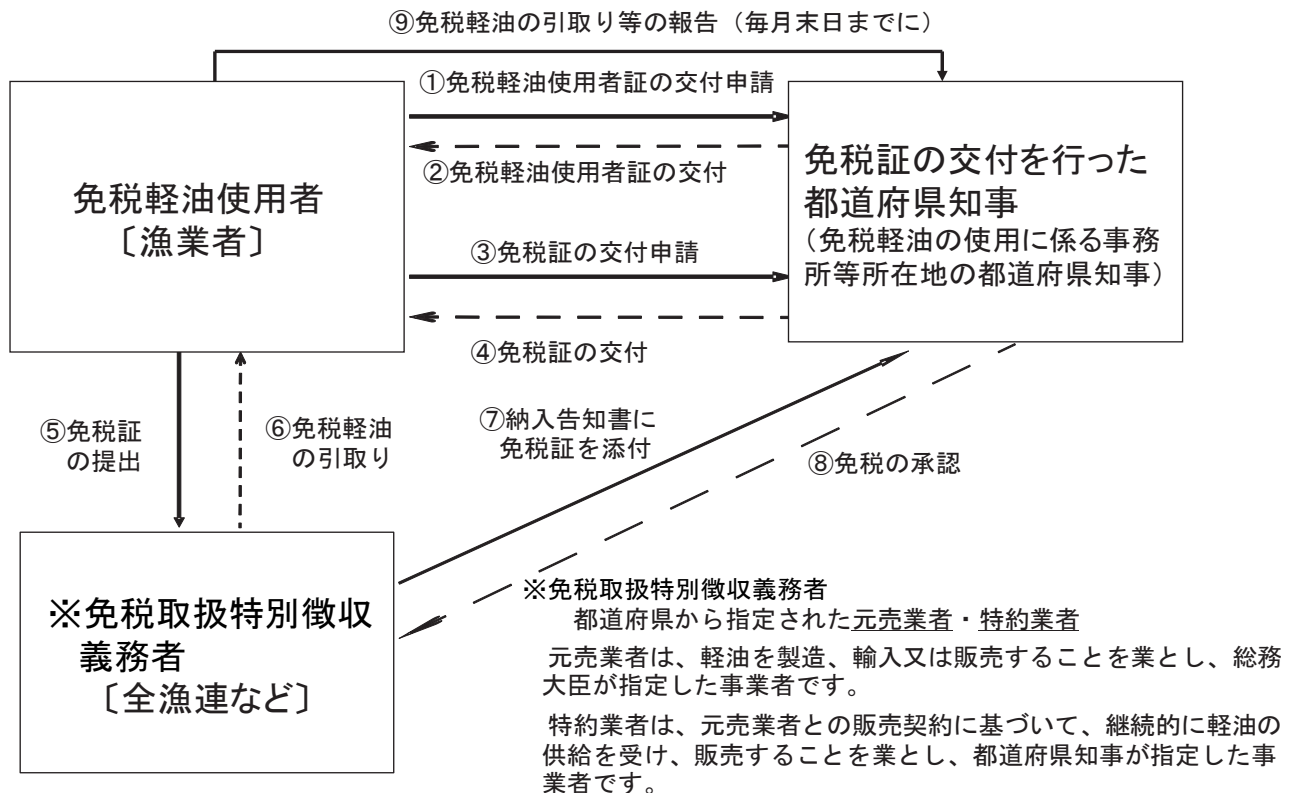
船舶(漁船)の動力源に供する軽油を使用する漁業者が対象となります。

2. 特例の内容

船舶(漁船)の燃料として軽油を使用する場合は、あらかじめ地域事務所に届け出て免税軽油使用者証と免税証の交付を受けた場合に限り、軽油引取税が免除されます。

免税軽油申請の流れ

免税軽油使用者〔漁業者〕が免税取扱特別徴収義務者※から免税軽油を直接購入する場合



3. 特例の効果

軽油引取税は、1リットルあたり15.0円となっています。

(具体例) 漁業用軽油を1,000リットル購入した場合、
 $15.0円 \times 1,000リットル = 15,000円$ の効果

担当部署 農林水産省水産庁加工流通課企画調査班
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)6618
(直通)03-3591-5613